

労農記者クラブ扱い

大阪労働局発表  
平成29年4月20日



報道関係者 各位

【照会先】

大阪労働局 労働基準部 安全課

課長 石井 聡

主任安全専門官 井内 一成

(電話)06(6949)6496

(夜間電話)06(6949)6497 (17:15以降)

## 死亡災害が急増！

～ 墜落死亡災害が昨年の9倍！ ～

- 平成29年の死亡災害は、年初から急増し、3月末現在で14人と、前年同期の2倍を超えています。  
これは、年間99人が死亡した平成19年以来の高い数値となっています。
- 特に、墜落災害が9人と、全体の3分の2を占めており、前年同時期の9倍となっています。
- 建設業のみならず製造業や運輸業でも多数発生するなど緊急事態となっています。
- 大阪労働局(局長 苧谷 秀信)では、夏季に向けて展開することとしている「**STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン**」と併せ、「**STOP! 墜落災害 命綱GO キャンペーン**」を展開し、墜落災害の撲滅を目指す取組を進めます。

### 【STOP! 墜落災害 いのちつなごう 命綱GO キャンペーン】

≪ 実施期間 平成29年5月～7月 ≫

全国安全週間準備期間中に、大阪労働局長による安全衛生パトロールを実施し、墜落災害防止を呼びかけます。(5月発表予定)

各労働基準監督署において建設現場への指導やパトロールの対象事業場数を通常より増加し、実施期間に集中して実施します。

建設業労働災害防止協会大阪府支部の各分会が6月に実施する現場パトロールを、「**STOP! 墜落災害 命綱GO キャンペーン**」及び「**STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン**」の一環として実施し、特に重点に周知を図ります。(共同リーフレットを作成)

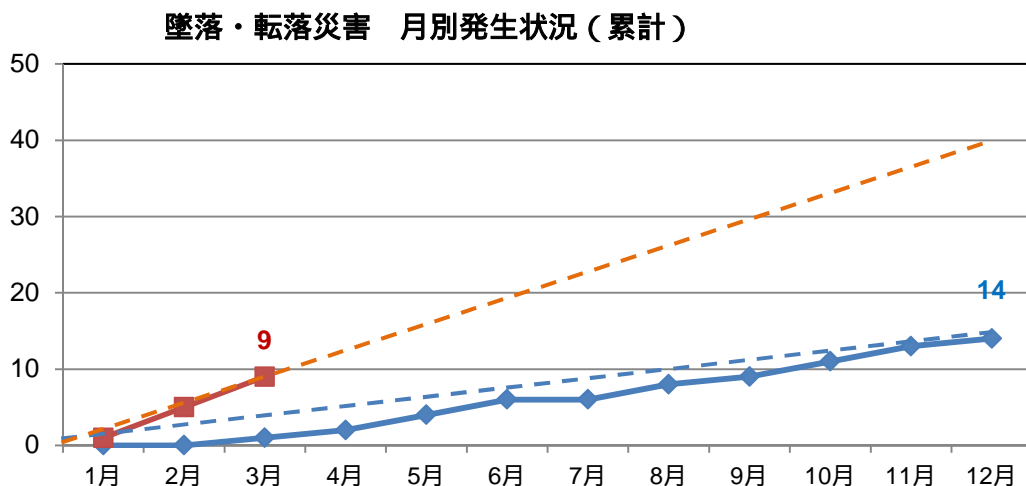
建設業にかかわらず、実施期間中に実施される労働災害防止団体等の総会、安全大会、各種協議会等において、あらゆる業種に対し両対策の周知を図ります。

- 1 平成 28 年 3 月末日現在 6 人であった**死亡災害**が、平成 29 年 3 月末日現在、2 倍以上の 14 人となっている。

【表 1】死亡災害の月別発生状況【平成 28 年と 29 年の比較】(把握した月で計上)

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1~3月
29年	月別	2	4	8										
	累計	2	6	14										
28年	月別	2	0	4	1	3	2	1	9	4	9	7	5	4
	累計	2	2	6	7	10	12	13	22	26	35	42	47	51

- 2 平成 28 年 3 月末日現在 1 人であった**墜落災害**が、平成 29 年 3 月末日現在、9 倍の 9 人となっている。



- 3 **命綱 GO 活動（いのちつなごうかつどう）**は、平成 26 年度から大阪労働局独自で実施している災害防止の啓発運動です。

墜落・転落による死亡災害は、毎年 13～14 件発生しており、安全帯を**使用**していないものや、中には、安全帯を**着用**していない事例も見受けられます。

また、手すりなどの墜落防止設備が設けられている箇所からの墜落災害も発生しており、作業内容によっては、手すりがあっても安全帯の使用が望まれます。

安全帯は「命綱（いのちづな）」とも呼ばれ、命をつなぐ用具であり、安全帯使用の重要性を認識し、高所作業のみならず、墜落・転落のおそれのある箇所での使用の徹底をめざして活動を展開しています。

## 平成 29 年 死亡災害発生状況の概要（平成 29 年 3 月 31 日現在把握分）

	発生月	業種	事故の型	起因物	発生状況
1	1月	その他の化学工業	墜落、転落	はしご等	工場内で、コンテナ側面に張っている危険物シートを脚立に乗ってはがす作業を行っていた被災者が倒れているところを発見された。
2	1月	メッキ業	墜落、転落	作業床、歩み板	亜鉛メッキ加工工場において、建材の仕上げ作業をしていたところ、鉄製の治具を建材（重さ3kg）に引っかけて、約90度の塩化アンモニウム水溶液が入った仕上げ槽（高さ0.753m、深さ0.6m）に約1秒間浸ける作業中槽に頭部から転落した。
3	1月	一般貨物自動車運送業	飛来、落下	荷姿の物	ロール紙（約0.6t×2本）をトラックの荷台から降ろしていたところ、回転台に載せ90度回転させていたときに荷が転がり落ちかけたため、止めようとして荷の下敷きになった。
4	1月	ビルメンテナンス業	墜落、転落	その他の用具	9階建てビルの窓の清掃作業において、8階のベランダ内の窓の清掃後次の作業のためブランコに乗り移ろうとしたとき、誤って高さ22.7mから墜落した。
5	2月	水道業	墜落、転落	開口部	下水処理ポンプ場において、被災者がグレーチング張りの床面から散水し、雨水自動除塵機の洗浄を行っていたところ、グレーチング1枚（重さ約30kg）が外れ、そのために生じた開口部から約6m下の雨水沈砂池に墜落した。
6	2月	その他の建設業	墜落、転落	建築物、構築物	マンション新築工事現場において、地中梁の配筋作業を行おうとして地足場から地中梁（高さ2.4m）に降り、反対側の足場に安全帯を掛けようとしたところ、左手の革手袋が足場のクランプに引っかかり、バランスを崩して後ろ向きに墜落した。
7	2月	土地整理土木工事業	崩壊、倒壊	建築物、構築物	宅地造成工事において、隣地付近に擁壁を設置するため、掘削作業を行っていたところ、隣地に設置されていたブロック塀が倒壊し、付近で掘削作業を行っていた被災者が下敷きになった。
8	2月	採石業	墜落、転落	掘削用機械	車両系建設機械で、土堤の構築作業を行った後機械を所定の場所に戻すため高さ15mの法面（勾配50度）を登坂していたところ、機械とともに転落した。
9	2月	その他の小売業	墜落、転落	エレベーター、リフト	店舗内において、被災者がソファ約20脚をエレベーター（搬器に扉がない）に載せ2階に搬入する作業を行っていた。 4脚のソファを積み2階で4脚目のソファ（長さ1.6m幅0.55m高さ0.9m自重約20kg）を降ろす際、扉のない搬器の端から1階の床へ約5m墜落した。
10	2月	その他の事業	爆発	その他の装置、設備	GPS波浪観測ブイの点検調査中バッテリー格納室の換気を行うため、被災者がブイ内部に入りバッテリー格納室のマンホールを開けようとしたとき、格納室内部に充満していた可燃性ガスが爆発した。
11	3月	自動車整備業	はさまれ、巻き込まれ	トラック	事業場内において、3か月点検を行うため、トラックの前輪部をジャッキアップし、後輪側のエアサスペンションを作動させ、車体を浮かせてトラックの下部に潜り、グリスアップ作業を行っていた。 別の労働者がライト等の点灯点検を行うため、トラックの電源を入れたところ、エアサスペンションが降下側に作動し、車体と床面にはさまれた。
12	3月	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	墜落、転落	屋根、はり、もや、けた、合掌	2階建てアパートの屋根（寄せ棟）塗装中に屋根の端部から約6m墜落した。
13	3月	木造家屋建築工事業	墜落、転落	トラック	解体工事現場において、4tトラック2台の後部を近接させ、荷台上で積み込んだ解体ガラを整理中、あおりから転落した。
14	3月	燃料小売業	交通事故（道路）	乗用車、バス、バイク	セルフサービス式ガソリンスタンドで接客作業を行っていた被災者が、事業場と車道間に設置された歩道を移動中、車道から歩道に進入してきた車に轢かれた。

# STOP! 墜落災害 命綱GOキャンペーン

— 職場における墜落死亡ゼロを目指して —

平成 29 年の死亡災害は、年初から急増し、3 月末現在で 14 人と、前年同期の 2 倍を超えています。これは、年間 99 人が死亡した平成 19 年以來の高い数値となっています。特に、**墜落災害**が 9 人と、全体の 3 分の 2 を占めており、**製造業や運輸業**でも多数発生するなど緊急事態となっています。

そのため、大阪労働局では、「**STOP! 墜落災害 命綱GO** キャンペーン」を展開し、墜落災害の撲滅を目指す取組を進めています。

各現場においては、事業者、労働者が協力して、墜落災害を防止しましょう。

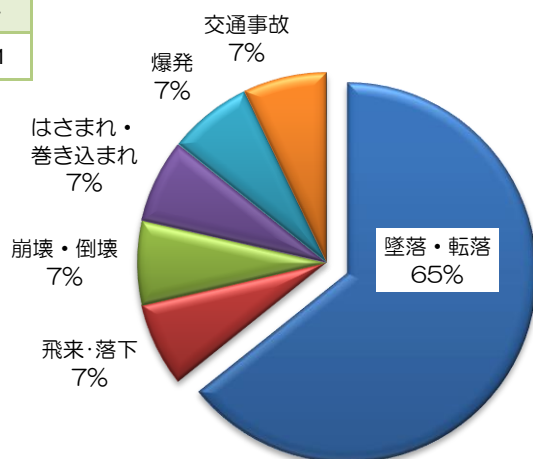
実施期間：平成 29 年 5 月 1 日から 7 月 31 日までとする。



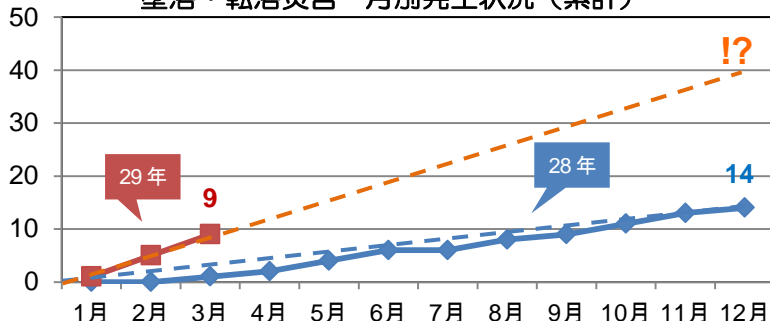
死亡災害月別発生状況 (把握した月で計上)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1~3月
29年	2	4	8										
累計	2	6	14										
28年	2	0	4	1	3	2	1	9	4	9	7	5	4
累計	2	2	6	7	10	12	13	22	26	35	42	47	51

事故の型別発生状況 (平成29年1月~3月)

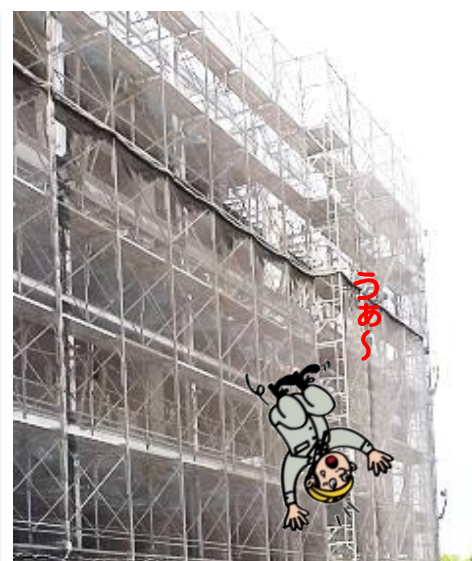


墜落・転落災害 月別発生状況 (累計)



## 命綱GO活動のポイント

- 1 安全帯着用確認**
  - ・建設現場へ入場する際、安全帯を着用しているか確認しましょう。
  - ・安全帯は二丁掛けを基本とし、足場や鉄骨の組立・解体作業には、墜落時の衝撃を緩和するハーネス型安全帯を使用しましょう。
- 2 安全帯使用確認**
  - ・適宜作業場所を巡視し使用状況を確認しましょう。
- 3 安全帯の点検**
  - ・安全帯の点検状況を確認し適正な安全帯を使用するよう指導しましょう。
- 4 危険体感教育の実施**
  - ・危険を体感させるようなビジュアル教育を実施しましょう。
- 5 安全帯取付設備 (親綱) の設置**
  - ・規格を具備した親綱を適正に設置しましょう。
- 6 作業手順の見直し**
  - ・安全帯を確実に使用するための作業手順書を作成し周知しましょう。



厚生労働省 大阪労働局・各労働基準監督署

<http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>



